

関西 労災 職業病

関西労働者安全センター

2006. 7.10 発行〈通巻第360号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602

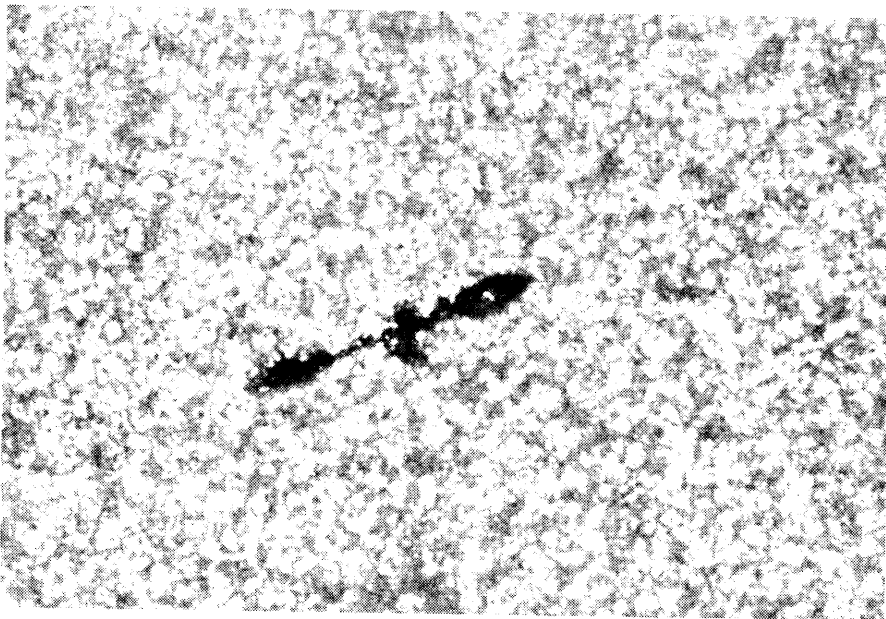
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail: koshc2000@yahoo.co.jp

ホームページ: <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 工場は消えたが、肺に刺さった青石綿は残った
クボタ工場周辺中皮腫患者から検出 2
- 近鉄に損害賠償求め提訴
高架下店舗倉庫の吹きつけアスベストで中皮腫 5
- アスベスト報道ダイジェスト2006年6月 18

工場は消えたが、肺に刺さった 青石綿は残った

クボタ工場周辺中皮腫患者から検出 より鮮明になる因果関係

クボタ旧神崎工場周辺に居住歴、職歴のある中皮腫患者が多数にのぼっている中、車谷典男(奈良県立医科大学)・熊谷信二(大阪府立公衆衛生研究所)両氏による疫学調査が実施され、その結果、中皮腫の多発・集積が立証され、石綿飛散の実態が科学的に推定されている。(車谷・熊谷報告書は<http://www.iph.pref.osaka.jp/>から)

こうした調査と平行して、中皮腫の方の肺内の石綿小体数の計測と電子顕微鏡による肺内石綿繊維の定性定量分析(石綿の種類と量)が行われ、これまでに6名の石綿小体数、うち2名の電子顕微鏡分析結果が明らかになった。調査は名取雄司氏(中皮腫・じん肺・アスベストセンター)、酒井潔氏(名古屋市衛生研究所)らのグループが行った。

石綿小体数はいずれも近隣曝露に匹敵する数であり、電顕で検出された石綿繊維は青石綿を主体としたもので明らかに多量であった。つまり、6名は明らかな石綿曝露にさらされており、2名については相当量の青石綿を吸引したことが実証された。今後調査は継続される。

6倍～14倍の青石綿

6例の肺内石綿小体数は、平均410±225本(112～677本)／乾燥肺1gで、職業性曝露の基準1000本／乾燥肺1gより低かったが、一般大気群の35本／乾燥肺1gより明らかに多かった。

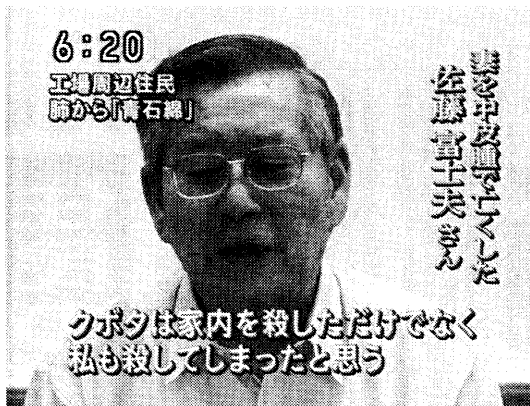
特に、電顕分析ができた2名からは、通常7倍から14倍の青石綿が検出された。通常、大気中から青石綿はほとんど検出されないことから、当時、大量に青石綿を使用していたクボタ旧神崎工場周辺が重大な青石綿を含む石綿汚染にさらされていたことが明らかになったといえる。

		土井雅子さん	佐藤恭子さん
石綿小体数*1		270本	570本
電 顕 分 析 *2	青石綿	350万本	720万本
	白石綿	30万本	360万本
	合計	380万本	1090万本

※乾燥肺1g当たり

*1 石綿曝露のないコントロール群は平均35±44本

*2 職業的曝露がないと考えられた女性18例の幾何平均値150万本(白石綿89万本、角閃石系(青・茶石綿)54万本)



NHKニュースより 会見する佐藤富士夫さん

肺内石綿を調べる

電顕分析2名のうちのひとり、佐藤恭子さんは2005年5月胸膜中皮腫で亡くなった。66才だった。

佐藤さんは大阪府立成人病センターで肺摘出手術を受けていた。生前、患者と家族の会に電話相談があり、さっそく家族の会の古川和子さんがご本人と夫・富士夫さんに面談したがどこで石綿に曝露したのか皆目わからなかった。ところが、社会保険照会回答票から潮江製作所というクボタ旧工場の北250メートルにあった小さな近隣町工場で1年間事務員をしていたことがわかった、勤め始めの1959年ころはクボタが毒性の強い青石綿を使い始めた1957年のあとのごく初期にあたっていたのである。

土井雅子さんは、私たちがクボタ被害者と最初に認識した方である。故前田恵子さん、早川義一さん、そして土井さんの3人の患者さんといっしょにクボタとの話し合いに臨んだのが2005年4月だった。すでにその段階でクボタは見舞金・弔慰金の支

払いを表明していたものの、被害の因果関係の追究が重要になることが必至だった。

クボタ報道以降に発覚した、これほど大規模な公害が起こっているとは予想していなかった。そんなかで始められたのが肺内石綿の調査だった。

青石綿が肺内にどの程度残存しているか。これが最重要項目だったのは言うまでもない。

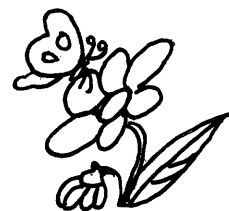
その結果が、ようやく出はじめたのである。

因果関係を認め、心からの謝罪を

今回の結果公表と記者会見の中で、土井雅子さんは「クボタは心からの謝罪を」と訴えた。

4月に発表された「救済金制度」は事実上、加害者としての補償になっているものの、因果関係については曖昧な言い方に止まっている。

肺内石綿の分析結果は、クボタのより踏み込んだ事実と責任の認識を要請しており、土井さんたちの言葉は真剣に受け止められるべきである。



被告近畿日本鉄道(株) (以下「被告近鉄」という) は、鉄道の経営、土地建物の売買・賃貸等を主たる業とする会社であり、その傘下に約149社の子会社・関連会社を有し、売上高(子会社・関連会社を含む)が1兆1000億円を超える巨大企業であるが、1969(昭和44)年、〇〇駅付近の線路を立体交差事業により高架化した際に、同駅周辺の高架下を商店街とすべく、本件高架下建物(以下「本件建物」という)を含む貸建物を築造し、建物内部に吹付けアスベストを施工した。

本件建物は、不動産の売買・貸借・管理等を主たる業とする近鉄ビル(株)が(株)〇〇文具店に賃貸した。近鉄ビル(株)は1973(昭和48)年に近鉄不動産(株)に商号変更した後、2002(平成14)年4月1日に被告近鉄と合併した。

被告近鉄ビルサービスは、被告近鉄と近鉄不動産(株)との合併に先立つ2002(平成14)年3月12日、近鉄不動産(株)から本件建物の賃貸人としての地位を承継した。

(2) アスベストについて

ア アスベスト(石綿)とは

アスベストは、単一の鉱物名ではなく、一群の繊維状(ほぐすと綿のようになる性質をもった)鉱物の総称である。これまで工業的に使用されてきたアスベストは、蛇紋石族であるクリソタイル(白石綿)と角閃石族であるアモサイト(茶石綿)、クロシドライト(青石綿)、アンソフィライト、トレモライト及びアクチノライトの6つに分類される。このうち、実際に大量に使用されてきたのは、クリソタイル(白石綿)、アモサイト(茶石綿)、クロシドライト(青石綿)である。

アスベストは、耐摩擦性(摩擦・摩耗に強い)、耐熱性(燃えないで高熱に耐える)、断熱・防音・吸音性(熱や音を遮断する)等の物質的特性を持ち、経済的にも安価であったことから、糸や布などの繊維品、屋根や外壁に使われるスレート・ボード類や煙突・上下水道に使われるパイプ、パッキングやガスケットなどのシール材、ブレーキライニングやクラッチフェーシングなどの摩擦

材、ボイラーや加熱配管などの熱損失を防ぐための保温材、耐火・断熱・吸音・結露防止目的での石綿吹付け材など、産業界において幅広く使用されてきた。

他方で、アスベストは、人の生命・身体・健康に深刻な被害を及ぼす有害性を持っている。

アスベストは縦にさける傾向があり、次々と細かい繊維となっていく。こうした微細なアスベスト繊維は、細いものになると直径0.02~0.03ミクロン程度の太さしかなく、人が呼吸をする際に鼻や気管・気管支の繊毛を通り抜けて呼吸細気管支・肺胞に到達する。アスベスト繊維は、呼吸細気管支や肺内に沈着し、後述のような石綿関連疾患を引き起こすのである。

アスベストの中でもクロシドライト(青石綿)は、発がん性などの有害性が最も強いものであり、少量の曝露でも致死の疾患である中皮腫を引き起こす危険がある。

イ 日本におけるアスベストの使用状況

日本では、明治20年代にアスベスト製品の輸入が始まり、富国強兵、殖産興業の国策のもとでアスベストが大量に使用された。その後、1942年から48年までは太平洋戦争の影響により輸入が途絶えたものの、戦後は1949年にGHQの許可を受けて石綿が輸入され、その後輸入量は増加の一途をたどった。1960年代初めには年間10万トンを超え、1970年には30万トン近くに達した。1974年には35.2万トンの最高を記録し、その後、増減を繰り返しながら減少していったが、日本にこれまで輸入されたアスベストの量は1000万トンを超え、これらがほぼ全部使用された。

日本での主な使用先は、石綿紡織品、石綿含有建築材料、シール材、石綿板・石綿紙、摩擦材、保温材、吹付け石綿、石綿タイルなどである。吹付け石綿の日本での使用開始は、1950年代とされている。

ウ アスベストの曝露機会

人がアスベストの曝露を受ける機会は少なく

い。アスベストは、幅広く工業原料として活用されてきたことから、様々な業種・業界で働く労働者が曝露を受けることになった。また、それらの労働者の家族やアスベスト使用工場の近隣の居住者においても、アスベスト曝露を受けることがある。

アスベスト繊維は微細であり、非常に軽い。一旦空気中に舞い上がったアスベスト繊維が床面に到達するまでには何時間もかかることになる。そのため、アスベスト繊維が落ちている場所を人が歩くと、アスベスト繊維が簡単に空中に舞い上がり、人が曝露してしまうことになる。

建物内の吹付け石綿は、吹付け施工されてから低濃度であるが徐々に飛散し、吹付けのある部屋内に居住する人がアスベスト粉じんを吸入することになる。

エ アスベスト曝露の医学的所見

アスベスト曝露を受けた者には、胸膜肥厚斑及び石綿小体という特徴的な医学的所見が認められることがある。これらの医学的所見がある場合は、アスベスト曝露の指標とされるが、吸入した石綿の種類や曝露量や曝露期間に応じて出現率は異なり、必ずしも被曝者全員に見られるものではない。

オ アスベストに関連する疾患

アスベスト(石綿)関連疾患とは、アスベストを吸入することによって生じる疾患のことであり、現在、石綿肺、肺がん、中皮腫及び良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚が知られている。

(3) 亡〇〇のアスベスト曝露と悪性中皮腫の罹患

ア 本件建物の吹付けアスベストの状況

本件建物は、〇〇駅の高架下に東西に延びる商店街の一角に存在する。本件建物は1辺が約8～9メートルの方形をしており、室内は高さが約5メートルある。壁面のうち天井端から約1.1～3.2メートルの幅で、クロシドライト(青石綿)を25パーセント含有する吹付け材が吹き付けられていた。吹付け材の厚さは約3cm程度である。

亡〇〇が店長をしていた〇〇文具店は、本件建

物を1階部分と2階部分に分け、1階部分を店舗とし、2階部分を倉庫(兼事務所)として使用してきた。その結果、アスベストが吹き付けられている部分は、2階倉庫に含まれることとなった。2階には、文房具類の在庫商品を置く棚を設置して商品を置いておくほか、帳簿等を付けるための机や椅子などを置いていた。

イ 本件建物内におけるアスベスト粉じんの飛散・発生状況

本件建物においては、1970(昭和45)年ころから、吹付け材に含有するアスベスト繊維が粉じんとなって飛散し、2階倉庫内の商品棚や商品、床面などに降り積もっていた。

本件建物は電車の走る線路の高架下であり、本件建物の天井や壁は電車が通過するたびに轟音とともに振動が生じていた。このような振動により、吹付け材の劣化が進行することになり、飛散するアスベスト粉じんの量は徐々に増加していった。

亡〇〇は、商品の出し入れ等のために毎日頻繁に2階倉庫内に立ち入り、その際には、床や商品棚のアスベスト粉じんが大量に舞い上がった。また、商品棚にたまっている粉じんを払い落としたり、箒で床の掃き掃除をした際には、大量のアスベスト粉じんが発生した。1990(平成2)年ころ以降には、吹付け材の劣化も激しくなり、棚や床に積もった粉じんはさらに増えてきた。

ウ 亡〇〇のアスベスト粉じん曝露の状況

亡〇〇は店長として、毎日、午前8時頃には本件建物に出勤して店を開け、午後8時頃に閉店するまで本件建物内で過ごした。亡〇〇が2階倉庫に上がってアスベスト粉じんに曝露した機会は、次のとおりである。

i 1日に5～6回、文具の納入業者が納品する際、2階倉庫に荷物を搬入するために上がった。

ii 文具店は、商品の20～30パーセントを店に展示し、それ以外の商品は倉庫に置いており、客が展示商品以外のサイズや色を望む場合

や大量に商品の注文を受ける場合に、多い日で約50回、少ない日でも約20～30回は2階倉庫に上がった。

iii 週に数回、売れ筋の商品を取り出しやすくするために約1時間2階倉庫の在庫商品の整理整頓を行っていた。また、毎月の締め日の直前には2階倉庫内の机に向かって伝票の整理等を集中的に行っていた。

iv 月に1～2回は、家庭用竹箒を使用して2階倉庫内を20～30分かけて清掃していた。その際に集められる粉じん(アスベスト繊維が大量に含まれる)は、毎回ちりとりに一杯となった。1990(平成2)年頃に掃除機を購入した後は、掃除機により掃除を行うようになったが、掃除機のはき出す排気のために大量に粉じんが舞い上がった。年末には数時間かけて大掃除を行った。

v 毎年の棚卸しの際には、在庫商品の上に積もっている粉じんをはたき落としていた。とくに、2階倉庫の壁際に設置した商品棚の在庫商品には大量の粉じんが積もっており、強い息を吹きかけて、落としたりしていた。

vi 亡〇〇は、2階倉庫の事務机や床で仮眠を取ることもあった。

亡〇〇は、1970(昭和45)年から2002(平成14)年6月までのおよそ32年の長きにわたり、以上のような日常業務をほとんど年中無休で行ってきた。

したがって、亡〇〇は、30年以上にわたって本件建物内の空気中のアスベスト粉じんを吸入していたのである。

エ 剖検肺等の分析結果

亡〇〇の剖検肺を用いて石綿小体の算定を光学顕微鏡で行ったところ、石綿小体が肺乾燥重量1グラムあたり平均72本検出された。これは、一般人の約2倍の検出量である。

電子顕微鏡を使ったアスベスト繊維の分析では、肺内石綿濃度は、乾燥1グラムあたり1900万本で、職業的石綿ばく露がない場合(乾燥1

グラムあたり183万本)の10倍以上であった。また、検出された石綿の85パーセントがクロシドライト(青石綿)であった。なお、クロシドライトは一般の大気環境中に検出されることは稀である。

オ 亡〇〇の悪性中皮腫の罹患

以上のとおり、本件建物においては、内壁に吹き付けされたクロシドライト(青石綿)を含む吹き付け材の劣化に伴って、大量のアスベスト粉じんが飛散し、亡〇〇がこれを吸入したことは明らかである。

亡〇〇は、2001(平成13)年11月ころから次第にせきが酷くなり、夜も寝付けない日が続くようになった。2002(平成14)年になって近くの病院で診察を受けた結果、胸水が確認された。同年6月10日、〇〇病院に検査入院し、悪性胸膜中皮腫の診断を受けたが、同院では治療が困難であるため、〇〇医大病院を紹介された。

2002(平成14)年7月、亡〇〇は、〇〇医大病院に入院して胸腔鏡検査を受け、同病院において悪性胸膜中皮腫上皮型の確定診断を受けた。

カ アスベスト曝露と悪性胸膜中皮腫発症との因果関係

悪性中皮腫は、アスベスト曝露を原因とする特異的な疾患であり、日本では、他に原因はほとんどみあたらない。

労災の認定基準においても、石綿曝露作業に従事したことのある労働者が中皮腫を発症した場合は、石綿曝露作業の従事期間が1年以上ある場合は、石綿曝露による業務上疾病として取り扱われることになっており、アスベスト曝露と悪性胸膜中皮腫との間に因果関係の存在することが当然の前提とされている。

亡〇〇の出生後死亡までの居住地には、アスベスト(クロシドライト)曝露を受けるような環境はなかった。また、文具店で仕事を始めるまでの職歴を見ても、石綿曝露作業をしたことはなかった。亡〇〇がアスベストを曝露する機会として

は、本件建物以外には存在しない。

以上の事実を総合すると、亡〇〇が本件建物内においてアスベスト粉じんの曝露を受けたことにより悪性胸膜中皮腫に罹患したことは明らかである。

(4) アスベストの危険性に関する知見

ア 海外における一般的知見

1907(明治40)年にイギリスのMurray医師が石綿肺の報告を行って以来、石綿による石綿肺、肺がん、中皮腫の発症例の報告が多数なされた。

1955(昭和30)年、イギリスのDollがコホート調査を行い、石綿曝露による肺がんのリスクが10倍になると報告した。

1960(昭和35)年、国際じん肺会議において、南アフリカのWagnerらは、クロシドライト鉱山のある南アフリカで4年間に33例の胸膜中皮腫を経験し、うち32例は石綿鉱山の従事者およびその家族、鉱山付近の居住者、石綿運搬従事者などに石綿ばく露歴を認めたことを報告し、悪性中皮腫と石綿ばく露との因果関係を疫学的に明らかにした。

1964(昭和39)年には、ニューヨーク科学アカデミーが主催する「石綿の生物学的影響」と題する国際会議、国際対がん連合(UICC)が主催する「石綿とがん」と題する国際会議が相次いで開催され、石綿の発がん性が各国から報告された。

1972(昭和47)年の国際がん研究機関(IARC)が主催した「石綿の生物学的影響」と題する国際会議においては、アンソフィライト以外の全ての種類の石綿が中皮腫を引き起こし、中でもクロシドライトが最も危険性が高いことが報告された。

また、同年には、国際労働機関(ILO)及び世界保健機関(WHO)が石綿の発がん性を指摘した。

イ 日本における知見及び労働行政の対応

1927(昭和2)年、大阪鉄道病院の鈴木医

師が日本初の石綿肺の報告を行った。

1937(昭和12)年から1940(昭和15)年にかけて、保険院社会保険局健康保険相談所大阪支所長らにより、大阪府泉南郡の石綿工場従業者の健康障害の調査が行われ、X線撮影した251名中65名に石綿肺が発見されたとの報告がなされた。

1947(昭和22)年、労働基準法施行規則により、石綿肺が業務上疾病に指定され、労災補償の対象とされた。

1952(昭和27)年、奈良の石綿工場において実施された検診により、203名中10名に石綿肺が発見されたとの報告がなされた。

1956(昭和31)年、労働省労働衛生試験研究として「石綿肺の診断基準に関する研究」議題が要望され、共同研究班が組織された。その調査結果において、石綿工場での作業従事者に有意な石綿肺所見率が認められたとの報告がなされ、1958(昭和33)年には上記研究の報告書が提出された。

1960(昭和35)年、石綿肺を保護範囲に含むじん肺法が制定された。

労働省は、昭和46年(1971年)1月5日付け基発第1号「石綿取扱い事業場の環境改善等について」において、「最近、石綿粉じんを多量に吸入するときは、石綿肺をおこすほか、肺がんを発生することもあることが判明し、また、特殊な石綿によって胸膜などに中皮腫という悪性腫瘍が発生するとの説も生まれてきた」と記述し、「石綿粉じんを多量に吸入するときは」「肺がんを発生することもある」と石綿のがん原性(肺がん)について言及した。

同じ1971(昭和46)年4月、特定化学物質等障害予防規則(労働省令第11号)が制定され、石綿は日常の作業で労働環境の空気汚染を起こす「第2類物質」に指定された。

1972(昭和47)年6月、労働安全衛生法が制定・公布され、石綿は労働者に健康障害を生じるおそれのあるものとされた。同年9月には、

新たに特定化学物質等障害予防規則(労働省令第39号)が制定され、石綿粉じんが飛散する屋内作業場において排気装置の設置等により労働者の健康障害予防措置をとるべきことを定められた。

1973(昭和48)年7月に小泉岳夫らが「Asbestosisを伴った胸膜中皮腫の1例」と題する論文を、1974(昭和49)年8月には姜健栄らが「石綿肺に合併した胸膜中皮腫の1例」と題する論文を公表し、胸膜中皮腫の発症例を紹介した。

1975(昭和50)年9月には、特定化学物質障害予防規則が改正され、石綿等の切断作業、解体作業時に労働者の健康障害予防措置をとるべきことを定めるとともに、吹付けアスベストを原則禁止した。

1976(昭和51)年に「石綿粉じんによる健康障害予防対策の推進について」(基発第408号)が出され、石綿を可能な限り有害性の少ない他の物質に代替させること、石綿により汚染された作業衣からの2次汚染を防止するため、作業衣の洗濯や持ち出し禁止等清潔の保持の徹底を図ることなどが規定された。

ウ 吹付けアスベストの飛散の危険性

吹付けアスベストは、単にアスベスト繊維に水やセメント等を混合して天井や壁に吹き付けたものであるから、経年劣化により、吹付けアスベスト層の表層部から次第にアスベスト繊維が毛羽立ち、表層部のアスベスト繊維がほぐれて飛散し出すようになる。さらに、吹付けアスベスト層が局部的に剥離して落下したり、層自体が下地からはがれたりして、大量のアスベスト粉じんが発生するようになる。

このような吹付け材の劣化によるアスベスト粉じんの飛散の可能性は、吹付け工法が実施されていたころから当然予測できたものである。

エ まとめ

以上のとおり、人の生命・身体・健康に対するアスベストの危険性については戦前から広く知られており、世界的には、1950年代前半には石

綿肺のみならず、アスベストによる肺がんや中皮腫の発症例が多数報告され、1960年のワグナー論文により、環境曝露、家庭曝露を含むアスベスト曝露と悪性中皮腫発症との因果関係が疫学的に証明された。さらに、1964年には、複数の国際会議において相次いでアスベストの発がん性が報告された。これに対し、日本においても、1937年(昭和12)年以降、石綿肺の調査等が実施され、1947(昭和22)年には労働基準法施行規則により石綿肺が業務上疾病に指定されて労災補償の対象とされた。1956(昭和31)年には労働省労働衛生試験研究所として「石綿肺の診断基準に関する研究」が開始され、1960(昭和35)年、石綿肺を保護範囲に含むじん肺法が制定された。

以上のような状況に照らせば、遅くとも1964(昭和39)年頃までには、アスベスト粉じんが人の生命・健康に重大な影響を及ぼすことは、医学界のみならず広くアスベストに関わる産業界においても知見は確立していたものである。

(5) 被告らの責任

ア 被告近鉄の責任

a 一般不法行為責任

被告近鉄は、駅高架下に付属する本件建物を所有するものである。

建物の所有者は、自己の所有する建物について、人の生命・健康を害する危険が生じた場合には、建物所有者自らがその危険を除去するか、または、建物の使用者に対し、その旨警告して安全対策をとらせる注意義務がある。とりわけ、建物所有者が土地建物の売買・賃貸等を業とする者である場合、売買または賃貸にかかる建物の構造上の安全性能や当該建物に使用されている建材・塗料等の安全性などについて、より高度な注意義務が課されるべきである。

被告近鉄は、鉄道の経営のほか土地建物の売買・賃貸等を主たる業としているが、被覆材として使用される吹付けアスベストから飛散する粉じんが人の生命・健康を害する危険が生じる

ことを当然に予見することができたものである。本件建物については、壁に吹付けアスベストが施工され、しかも人の生命・健康等にもっとも有害なクロシドライトが使用されており、その吹付け材からアスベスト粉じんが飛散して本件建物を使用している亡〇〇らが曝露を受けるおそれがあることを容易に知ることができたのであるから、アスベスト粉じんが飛散することのないようにするため、吹付けアスベストの吹き付けられている壁面を非石綿建材で覆って囲い込むなどの飛散防止措置をとるべきであった。吹付けアスベストを囲い込むことは特段難しい技術ではなく、本件施工時にも容易におこなうことができた。また、仮に被告近鉄がそのような飛散防止措置をできないとすれば、本件建物を管理・使用している近鉄不動産または〇〇文具店に対して、本件建物にはアスベストが吹き付けられており、アスベスト粉じんが飛散するおそれがあるので、粉じんの曝露を受けないように対策をとるよう警告すべき注意義務があった。

しかしながら、被告近鉄は、そのような飛散防止措置はおろか、警告することすらせずに放置したため、亡〇〇は、本件建物内で飛散し続けた大量のアスベスト粉じんの曝露を受け、悪性胸膜中皮腫に罹患したものである。

したがって、被告近鉄は、民法709条により、亡〇〇やその相続人である原告らがこうむった損害を賠償する責任がある。

b 工作物責任

被告近鉄は、本件建物の所有者である。

本件建物は、店舗として人が日常的に出入りする建物であるところ、その壁面に施工された吹付け材の劣化に伴いアスベスト粉じんが飛散し、本件建物を使用する人の生命・健康を害する危険を有していた。しかし、アスベストの飛散を防止する措置は一切とられていなかったものであって、本件建物の設置又は保存に瑕疵があったというべきである。

そのため、亡〇〇は本件建物内で飛散した大量のアスベスト粉じんの曝露を受け、悪性胸膜中皮腫に罹患したものである。

したがって、被告近鉄は、民法717条1項但書により、亡〇〇やその相続人である原告らがこうむった損害を賠償する責任がある。

c 近鉄不動産の責任の承継

被告近鉄は、近鉄不動産との合併によりその権利義務を包括承継したものであるところ、近鉄不動産は、2002(平成14)年3月まで、本件建物を〇〇文具店に賃貸していた賃貸人である。

建物の賃貸人は、賃借人やその同居者ないし使用人が賃貸建物を使用するに際して、人の生命・健康を害する危険が生じた場合には、信義則上、建物賃貸借契約に基づき、もしくは建物賃貸借契約に付随する注意義務として、その危険を防止すべき注意義務がある。

近鉄不動産は、不動産の売買・賃貸・管理等を主たる業とする者であるが、被覆材として使用される吹付けアスベストから飛散する粉じんが人の生命・健康を害する危険が生じることを当然に予見することができたものである。そして、本件建物について壁に吹付けアスベストが施工され、しかも人の生命・健康等にもっとも有害なクロシドライトが使用されており、その吹付け材からアスベスト粉じんが飛散して本件建物を使用している亡〇〇らが曝露を受けるおそれがあることを容易に知ることができたのであるから、アスベスト粉じんが飛散することのないようにするため、アスベストの吹き付けられている壁面を非石綿建材で覆って囲い込むなどの飛散防止措置をとるべき注意義務があった。

しかしながら、近鉄不動産は、そのような措置を一切とることなく放置したため、亡〇〇は、本件建物内で飛散し続けた大量のアスベスト粉じんの曝露を受け、悪性胸膜中皮腫に罹患したものである。

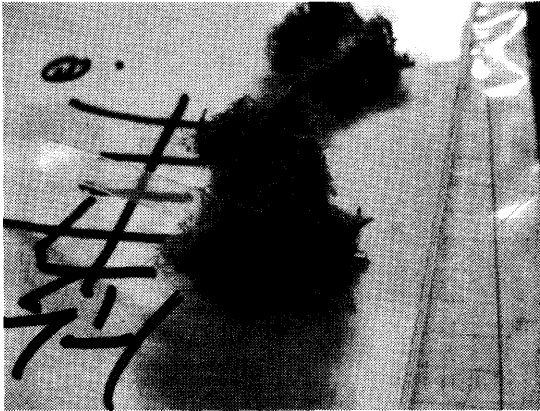


写真3 はく離した吹きつけ材

れたが不誠実な対応だったため、H氏とご家族は不信を募らせるなかで、名取雄司医師（中皮腫・じん肺・アスベストセンター所長）ら、当センターの慎重な原因調査が進められた。

2004年8月に残念ながらH氏は逝ってしまわれたが、原因と責任の追及はご家族と私たちに委ねられた。病理解剖結果や採取した肺内石綿に関する定性、定量分析に時間を要したが、ようやくすべての結果が出そろった2005年8月、近鉄などに謝罪と補償を求めることになった。

以下は、このときの記者会見で配布されたご家族のメッセージである。

.....

父と共に闘って

平成14年6月、私たちの父は「悪性胸膜中皮腫」の診断を受けました。平成13年の暮れより、肺の奥からしばり出すような咳が続き、春先になっても症状が治まらず、呼吸困難と胸水の増加で入院し、検査を受けた結果でした。

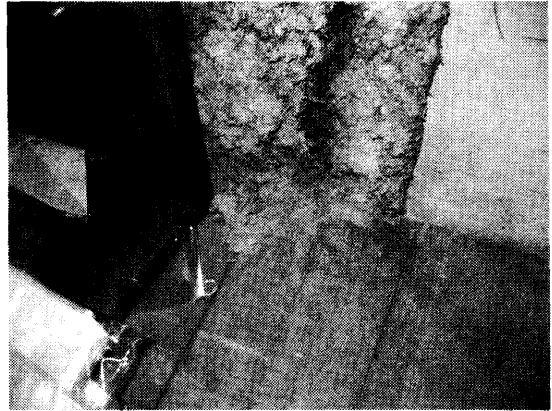


写真4 床に落下した吹きつけ材

病名を告知され、1万人に1人程度しか発症しない悪性腫瘍で、非常に予後の悪い病気だと知らされました。そして発症の原因が、多くは石綿（アスベスト）の吸引に関係することも知りました。

本人も家族も、何故、このような特殊な病にかかったのか、本当に病名に間違いはないのか、ただ呆然とするしかありませんでした。石綿とは何なのかすら、ほとんど知らなかったのです。

医師から職場環境の質問を受けているとき、ふと家族の1人が、職場である店舗の2階の倉庫の床に薄い青がかった灰色の繊維状の固まりが落ちていることを思い出しました。倉庫の壁に吹き付けてある固まりが劣化して剥離して落ちていたのです。

すぐに店舗の貸主側に吹き付け材料にアスベストが使用されていないか問い合わせたところ、一切使用していないという答えが返ってきました。どうにも納得がいかなかった私たちは、インターネットを検索し、「関西労働者安全センター」の石綿被害相談窓口に連絡を取り、詳しい調査を依頼しました。

石綿壁の職場に30年中皮腫で死亡

肺から同一の繊維

大阪の男性 因果関係裏付け 補償要求



中皮腫となった男性が働いていた文具店を調査する。壁の一部は、アスベストがまきこびり付いて、列架が通るたびに粉じんが舞った大阪府内、三村政府司写

車の窓の吹き付け材から25分の毒性の強い青石棉を抽出。乗車の通過による振動に伴い、石綿粉じんが舞う状態だった。男は入り、月に、2度ほどは商品の出入り、うきで清掃して、その倉庫に1日30回以上、平均時間半近く出入り、今年2月7日肺組

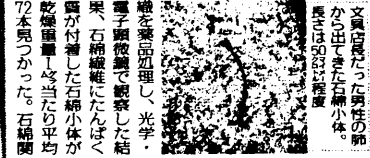
補償要求

原因はっきりさせて

「原因ははっきりさせて」 中皮腫で死亡 石綿調査、遺言し死亡

「無念だ。白黒はつきりつけてほしい。壁にアスベスト(石綿)が吹き付けられた文具店に30年余り勤めた男性(70)は、石綿関連がんの中心で苦しみながら、家族にこう言い残して亡くなった遺志を誓う。原因不明のため解剖した結果、肺から石綿組織の三村小体が検出され、吹き付け石綿が死亡の原因と裏付けられた。遺族は「国や企業は、死を無にしようとして、大を最小限に抑えてほしい」と訴えている。男性が文具店で働いたのは60、65年。国は75年に石綿を粉じん物質として、吹き付け石綿を原則禁止したが、深い間、

の壁に続いて男性の肺からも毒性の高い青石棉が見つかった。遺族は「(男性は調査の結果をきくと喜んでくれる。でも、死に追いついた灰色の粉(石綿)は、遺言を記している。もう放置は許されない」と訴えている。【大島秀利】



文具店だった男性の肺から出てきた石綿小体。大きさは約30ナノメートル程度

連工場の労働者ほど多くはないが、一般人の約2分の1は、石綿繊維の管のレベル。一般の肺から検出されることのない青石綿だった。清掃した際に石綿が舞う倉庫の1日当たり約100立方メートルの石綿濃度は1.6繊維だったが、店舗の平均石綿濃度は1繊維と低濃度。大気汚染防止法は石綿工場の隣接地の敷地境界濃度の基準(1日当たり10繊維)が定められており、一般環境の濃度基準を逸して論議が起さうだ。各取医師は「他の場所でも、生活環境中の吹き付け石綿が中皮腫の原因として見過されてきた可能性がある」として、厳密な調査と慎重な除去を求めている。【大島秀利】

高橋謙一 産科大教授(環境疫学)の話 肺内の石綿繊維の調査など客観的な方法で、中皮腫の原因を検証した厳密(シビア)な症例を出した。石綿吹き付けのある建物への出入りが中皮腫発症に至る可能性を示している。この検査手法を石綿の正確な評価につなげるべきだ。

その後、倉庫の繊維のサンプルを採取し、専門家による調査が進められた結果、平成15年4月に最も発ガン性の高いクロシドライト(青石綿)が検出されたのです。なぜ、このような危険なものがむき出しになっている店舗が長年にわたって賃貸されていたのでしょうか。

私たち遺族がぜひとも伝えたいこと、それは、アスベスト被害というのは「特別な場所で限られた人々だけが受ける、特別な被害」ではないのだ、ということです。

私たちの父は「アスベスト工場に勤務していたわけではなく、その工場周辺に居住していたのでもなく、安全だと信じていたごく普通の環境の中で働いていた一般人」だったのです。

父が発症した「悪性胸膜中皮腫」は、治療法も確立されておらず、進歩した現代医療においてもおそらく最も治療の難しい病の1つです。その病と闘う日々の中で、数々の医師の方との様々な出会いがありました。

患者を積極的に受け入れ、治療法の確立に向けて熱心に研究活動を進めておられる医師の方々がおられました。その一方で多くの医師は、この病についての治療を放棄しているというのが現実でした。

最後の最後まで「家族のためにがんばる」と病に対する闘争心を持ち続けた父が、追いつかぬように医師の背を見つめ続けていた姿が今も目に焼きついて離れません。

これからも悪性中皮腫患者は増加の一途を辿ることが予想されます。医師の方々には、悪性中皮腫という難病の標準治療法の早期の確立に向けて、真摯に取り組んでい

ただきたい。そして、何より不安に怯える患者を真正面から受け止めてもらいたいと思います。

父が亡くなってからあっという間に1年が過ぎました。父は、店の前を通る小学生のために毎朝必ず8時前から店を開けて準備するような人でした。ただただ真面目に誠実に生きた人でした。その父が最後に「俺の人生は一体何だったのか」と無念の涙を流しました。その問いに家族は何も答えることができませんでした。

今回、名取雄司先生をはじめ、多くの関係者の方々のご尽力で、国内で初めて吹き付けアスベストによる環境曝露と悪性胸膜中皮腫発症との因果関係が医学的に立証されることとなりました。

父もきっとこの結果を喜んでくれていることでしょう。

また、残された家族としても、父の問いに少しは報告できる答えを出せたと思います。そして父の死が無駄にならないように、国や企業は強力なリーダーシップを取り、アスベスト被害で亡くなった人や今も苦しんでいる人たちを一日も早く救済するとともに、アスベスト被害の拡大を最小限に食い止めるように努力していただきたいと思います。

父を死に追いやった灰色の粉は、今この時も何の対策も講じられることなく放置されたまま、不気味に降り積もっています。

もはや一刻の猶予も許されはしないのです。

—追記—

今回、このような場(紙面上)をお借りし

て、父との闘病中に家族が経験したこと、感じたこと、現在の胸の内などを、ありのままにお話させていただきました。

今後は静かに亡父の冥福を祈りつつ、アスベスト被害に対してどのような対策が取られていくのか冷静に見つめ続けて参りたいと思います。

マスコミの皆様には、遺族への取材についてご遠慮いただくとともに、店のある商店街の取材につきましても除去工事等による解決までご遠慮いただけますようお願い申し上げます。

平成17年8月22日 遺族一同

.....

発症通報後も放置

1975年に5%以上の石綿吹きつけが禁止された。このころからすでに近鉄などの吹きつけ石綿のある建物所有者は対策をとる義務があった。

近鉄はこの義務を果たすことがなかったばかりか、H氏発症後の問い合わせにも「大丈夫」などと無責任に対応し、2005年8月以降の遺族からの謝罪と補償の申し入れにも全く不誠実な態度をとり続けた。

その一方で、文具店のある商店街との話し合いが進められ、除去工事等が実施された。

今回の計画的対策実施については、上記のメッセージにもあるように遺族や我々も協力したのであるが、そうした「配慮」に対しても近鉄は何ら省みることがなかった。

実は今回の計画的な対策工事以前には、H氏発症通報後にもかかわらず、近鉄はさまざまな改修工事を放置していた。

写真5は、別の店舗の2階倉庫の壁面の状態を写したものである。撮影は2003年5月。吹きつけ材が大きくはく離して金網部分が露出していた。この店舗はその後居酒屋に改修されたが、飛散防止措置はとられていなかったとみられている。

傲慢な近鉄に提訴決意

近鉄は、H氏本人やご家族の真剣な気持ちを真面目に受け止めようとしなかった。

2005年8月以降、ご遺族の申し入れに対して、近鉄は責任を一切認めず、わずかばかりの見舞金で済まそうと終始した。また、近鉄の責任者がご遺族の話をお聞きするという最低限の誠意を見せることもなかった。

こうして、提訴のやむなきに至ったのである。

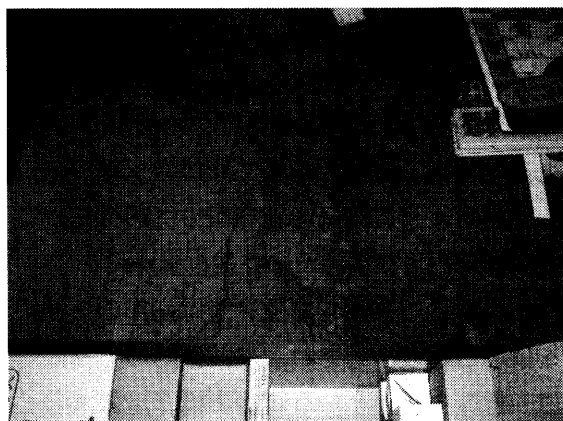
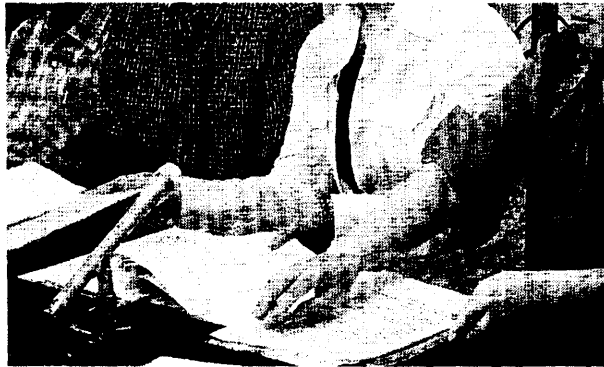


写真5 別の店舗倉庫 吹きつけが大きく脱落

アスベスト被害で父親を亡くしたとして提訴後、会見する遺族
—大阪地裁で20日午前10時5分、大橋公一写す



近鉄などを賠償提訴

高架下「吹き付け石綿で中皮腫」
貸店舗

大阪の遺族

大阪府内の鉄道高架下の貸店舗で文具店長をしていた男性(当時70歳)がアスベスト(石綿)関連がんの中皮腫にかかり死亡したのは、店舗の壁に吹き付けられた石綿を吸ったためだと、遺族4人が20日、所有者の近畿日本鉄道(大阪市)

解説 貸店舗の吹き付け石綿を放置した責任を所有者に問う訴訟が起こされた背景には、規模の小さい民間建物の石綿使用実態が明らかになっていないことがある。

吹き付け石綿は、建物の耐火材などとして壁や

と当時の賃貸業務などを継承した子会社の2社に、生前の治療費や慰謝料など約7300万円の賠償を求め、大阪地裁に提訴した。吹き付け石綿による健康被害をめぐる訴訟は全国で初めて。石綿を放置した責任の所在が争点になるとみら

れる。全国の建物には大量の石綿が建材として残っており、建物の安全管理のあり方を問う裁判となりそうだ。

訴えなどによると、近鉄側は69年、店舗周辺を高架化した際、店舗2階の壁に、石綿の中で最も毒性の強い青石綿を建材として吹き付けた。店舗は文具店として賃貸され、男性が店長として営業。02年に悪性胸腺中皮腫と診断を受け、04年7月に死亡した。

遺族側は、男性は70年から、商品の倉庫にした2階に頻繁に入入り、その際に壁の劣化や電車の振動などで飛散した石綿を吸い込んだと主張。男性の死後、遺志に基づき解剖したところ、肺組織から一般人の10倍以上の石綿を検出。しかも、大気中から検出されない青石綿が85%を占めており、専門医は店舗の吹き付け青石綿と中皮腫発症の因果関係は明白としている。

天井などに使われた。石綿を吸い込むと、関連がんの中皮腫などを発症する恐れがある。国土地交通省は昨年来、民間建物小規模の調査急務

延べ面積1000平方メートル以上のビルやマンションなどを対象に調査し、今年3月に1万棟以上で石

綿が露出していたと発表された。しかし、今回、原告側の文具店が入居した

大半の建物の石綿が放置されてきており、訴訟は間接的ながらも、国の石綿に対する認識不足も浮かび上がらせている。同時に、小規模の民間建物に対する詳細な調査や対策の実施が、国などに求められていると言える。

【大島秀利】

アスベスト報道ダイジェスト 2006年6月

- 6/2 岐阜県羽島市のニチアス羽島工場に隣接する同市民病院に勤務した60代の女性の元看護師が、勤務中にアスベストを吸飲し中皮腫になったと、公務災害を地方公務員災害補償基金岐阜支部に申請していることがわかった。
- 6/6 環境省は石綿被害者救済法の給付は、クボタなどから救済金を受け取る場合でも、支給が可能との見解を明らかにした。
ニチアスが全国5工場で実施した健康診断で、3工場の周辺住民計76人が、石綿を吸ったことで現れる病変、胸膜肥厚斑などの診断を受けていたことが分かった。今年5月下旬時点で、羽島工場で468人中49人、王寺工場で110人中21人、袋井工場で349人中6人が、胸膜肥厚斑などで要経過観察の診断を受けた。
アスベスト救済新法の救済金支給を申請している患者について、中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会が開かれ、療養中の中皮腫67人、肺がん14人について、27人（うち肺がん2人）が認定され、肺がん1人を棄却、53人は判定保留に。
- 6/7 ニチアス羽島工場から約500M離れた自宅に数十年間住んだ60代の男性が中皮腫で死亡していたことが分かった。
- 6/8 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の奈良支部会員らは、奈良県庁で被害実態の解明などを求める知事あての申し入れ書を提出した。
- 6/9 旧日本エタニットパイプ高松工場の元社員らアスベストによる健康被害を受けた29人が結成した「香川アスベスト被害請求団」は東京で後身企業のリゾートソリューションと初交渉。同社は補償に応じる姿勢を示したが、謝罪については態度を保留した。
- 6/10 奈良県は、40歳未満の県民を対象にしたアスベスト健康対策検診を、葛城と郡山の2保健所で今月末から毎月1回始める。
- 6/14 国際労働機関はスイス ジュネーブで開いた第95回年次総会で、アスベストの新たな使用の中止と、現在使われている石綿の適切な把握と管理を加盟諸国に求めることを決議した。
- 6/15 環境省所管の環境再生保全機構は、石綿救済新法に基づき、中皮腫で死亡した70人の遺族を新たに認定した。
- 6/15 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会・奈良支部は、ニチアス王寺工場と竜田工業の周辺住民にアスベストによる健康被害が出ている問題で、奈良県庁で記者会見を開き、県の対応の鈍さを批判した。
- 6/16 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会・奈良支部のメンバーらが、岐阜県羽島市を訪れ、ニチアス羽島工場の周辺住民らでつくる「アスベストに関する地域住民の会」の会員らと意見交換をした。会合には11人が参加した。
- 6/17 奈良弁護士会の弁護士有志と民医連、働くもののいのちと健康を守る県センターなどは、いかるがホールでアスベスト被害救済の集いを開き、関係者ら約70人が集まった。
- 6/20 線路高架下で文具店を経営していた大阪府内の男性が悪性中皮腫で死亡したのは、店の壁の吹き付けアスベストが原因だとして、男性の遺族4人が、高架下の建物を所有・管理する近畿日本鉄道と近鉄ビルサービスを相手に損害賠償を求める訴訟を大阪地裁に起こした。
- 6/23 ニチアス羽島工場の周辺住民に石綿が原因の病変が見つかった問題で、羽島市の白木義春市長は、同社が実施している健康診断の範囲拡大を求める要望書を高谷清治工場長に手渡した。
- 6/25 アスベストが原因の中皮腫や肺がん、国の救済制度の適用を申請していた患者の多くが、CT写真など関連を裏付ける資料が不十分だとし、認定の判断を保留されていることを受けて、環境省はこうした資料を得るために必要な検査費用などに、新たに財政支援を行う。
- 6/26 アスベスト製品の全面禁止に向け、厚生労働省は現時点で代替化が難しい5製品を除いて製造・使用を禁止する労働安全衛生法施行令を9月から改正することを決めた。
日本イーライリリーは、悪性胸膜中皮腫の治療薬「ベメトレキセド」（商品名アリムタ）について、厚生労働省に医薬品として承認を申請。
- 6/27 「奈良県アスベスト被害救済の集い」がいかるがホールであり、竜田工業の周辺住民など市民ら約70人が参加。県内の医師や弁護士らで作るアスベスト被害対策連絡会の主催。
奈良県は県議会厚生委員会で、95-04年の10年間で中皮腫により亡くなった、市町村別の人数を初めて明らかにした。死者数は116人で、最多は奈良市の28人。順に▽斑鳩町、橿原市9人▽大和郡山市、生駒市、平群町、王寺町6人など。
- 6/28 近畿大学で油化学の研究を長年続けた元教授の男性が94年夏、中皮腫で死亡し、労災時効であったが、石綿被害者救済法の特別遺族年金の支給されていたことが分かった。
労災補償の時効切れで石綿救済新法の「特別遺族給付金」の給付対象と認定されたのは119人。申請者は1203人でうち約一割が認定されたことになる。
- 6/29 奈良県北西部の王寺、斑鳩、三郷、平群4町で、中皮腫による死亡率が01-04年に全国平均の4.7倍に達していることが、岡山大大学院歯学総合研究科の頼藤貴志医師らの調査で分かった。女性は、6.5倍とさらに高率。
北海道おかわ町のクロム鉱山で働いていた女性が中皮腫で死亡したのは採掘中にアスベストを吸い込んだためとして、女性の二女が、苫小牧労働基準監督署に労災を申請した。
石綿被害者救済法で、3月の開始以来、約4千件の申請があり、320人に給付金の支給が決定したことが、環境・厚生労働両省のまとめで分かった。

6月の新聞記事から

6/2 午前11時半ごろ、千葉県成田市の私道脇斜面の補強工事現場で土砂崩れが発生、溝の中で作業中だった作業員2人が生き埋めになり死亡した。

平成12年、高知県内の市役所の40歳代の男性職員がうつ病により自殺したのは公務災害だとして、遺族が地方公務員災害補償基金県支部を相手に、公務外災害とした認定処分の取り消しを求めた訴訟の判決が高知地裁であり、裁判長はうつ病と公務との因果関係を認め、処分の取り消しを命じた。

6/4 三重県四日市の畜産公社で、食用用和牛1頭が逃げ出し、約6.3キロを逃走。50分後に駐車場に追い込み取り押さえたが、綱をかけようとした同公社業務部長が牛に突かれてはね飛ばされ意識不明の重体。牛は駐車場の金網フェンスに衝突して死んだ。

福岡県飯塚市のJR筑豊線の大將陣踏切に、石材店のクレーン車がアームを伸ばしたまま進入し、架線に接触した。石材店経営者が車外でアームを外そうとして感電。全身に重傷のやけどを負った。

6/6 会社側が安全配慮義務を怠って労働災害を受けたとして、日系ブラジル人の元派遣社員男性が、枚方市の派遣会社と勤務先の天津市の製造会社を相手取り、約5100万円の損害賠償を求める訴訟を大津地裁に起こした。

6/8 佐賀県鳥栖市のJR鹿児島線で、線路の溶接作業の後片づけをしていた鉄道工事会社の社員が貨物列車にはねられて死亡。

新幹線 高速道路など公共事業のトンネル掘削工事で、じん肺になった患者60人が、国と大手総合建設会社を相手取り、じん肺根絶と健康被害補償制度の設立を求める全国トンネルじん肺根絶第二陣二次訴訟を東京地裁に起こした。

6/10 午後10時40分ごろ、名古屋市中村区の会社員宅から出火、木造2階建て住宅が全焼。屋内で延焼防止作業中の消防隊員4人が天井が崩れ落ち、消防士長1人が外傷性ショックで死亡、消防士長ら3人が重軽傷を負った。

6/11 西アフリカ コートジボワールで国連児童基金親善大使の黒柳徹子さんに同行していた日本人記者の乗った四輪駆動車がタンクローリーに追突し、朝日新聞ナイロビ支局長とフリーカメラマンを含む計4人が負傷した。

6/13 脳出血で死亡した男性の労災申請で、労働保険審査会に再審査請求をしたのに6年以上放置されると、男性の妻が国を相手取り、裁判を出さない審査会の不作為が違法であることの確認を求める訴えを東京地裁に起こした。

午前9時40分ごろ、大阪府岬町の町立淡輪火葬場の駐車場で、三菱東京UFJ銀行本部付の男性行員が乗用車の中で、マフラーからホースで排ガスを引き込み自殺しているのを発見された。約10年前、業務上横領容疑で再逮捕された小西邦彦容疑者が理事長を務める「飛鳥会」の経理を担当し、府警は参考人として事情を聴いたことがあった。

6/15 宇治市の淀川螺旋管製作所宇治工場で2月23日に男性従業員が機械に巻き込まれ死亡し

た事故で、京都南労基署は労働安全衛生法違反の疑いで同製作所と宇治工場長を京都地検に書類送検した。会社と工場長は機械の歯車やチェーンの回転部分に従業員が接触しないようにする危険防止の措置を怠った。

6/16 日本医療機能評価機構は、今年1月から3月にかけて、全国の大学病院などの重大な医療事故の報告について分析、医療事故を起こした医師の65%が、直前の1週間に労働基準法で定められた時間を超える勤務をしていたことがわかった。

遅刻への指導を苦に03年7月に自殺したJR西日本草津駅の元駅員の両親が、国を相手取り労災不支給処分の取り消しを求めた訴訟を京都地裁に起こした。訴状によると、元駅員は4回目の遅刻後、「会社を辞めなければならない」と強いストレスを感じて「適応障害」を発症し、自殺に至った。

6/21 午前7時45分ごろ、東京都豊島区のケーキ店付近で、従業員などの男女8人がめ、まいや過呼吸などの症状を訴えた。うち3人が重症の模様。いずれも一酸化炭素中毒を起こした可能性が高いという。

午後9時15分ごろ、千葉都市モノレール2号線作草部-千葉公園駅間で、車両が道路で下水道工事中のクレーン車のアームの先端と衝突した。衝撃でアームのフックが工事現場の男性作業員に当たり、男性は右足に重傷を負った。

6/22 午後10時半ごろ、滋賀県守山市の東レファインケミカル守山工場で、酢酸エチルの分離を終えた遠心分離器を清掃していた社員が遠心分離器の上部の小窓に頭部を突っ込んだまま意識を失っているのが見つかり間もなく死亡した。

6/24 日本原燃は青森県六ヶ所村の使用済み核燃料再処理工場で、協力会社の男性作業員が体内に放射性物質を取り込み、被曝した恐れがあると発表。作業員は、工場内の診療所で血液検査など医師の診断を受けたが、健康に異常はないという。

6/26 午後0時45分ごろ、イラク南部サマワの宿営地から約90キロ東の路上で、陸自部隊の4台の車列のうち先頭の軽装甲機動車1台が、走行中に道路の凹凸でハンドルを取られ横転、乗員5人のうち3人が重軽傷を負った。

98年に急性心筋こうそくで死亡した中学教諭の妻らが公務災害の認定を求め、地方公務員災害補償基金和歌山県支部審査会に認められた。教諭は、荒れた中学で生徒指導や進路指導に当たっていたことが原因で、心身に過度の負担がかかったための病死と認定された。

道路工事中に急死した都内の作業員の妻が、労災と認めず遺族補償を支給しなかった労基署の処分取り消しを求めた訴訟で、東京地裁は不支給処分を取り消す判決を言い渡した。裁判長は「真夏に高温多湿の状況で熱中症にかかり死亡した。業務に起因する労災だ」と指摘した。

6/27 午前11時半ごろ、京都府八幡市の建築工事現場で、住宅の2階ベランダに屋根を設置する作業をしていたエクステリア職人が転落し死亡。

6/30 引越社関西で、運転手が過労と知りながら運転を指示していたとして、大阪府警交通捜査課は、道交法違反の疑いで同社姫路支店長代行を逮捕、本社や同支店など3カ所を家宅捜索した。

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可 「関西労災職業病」 7月号(通巻360号) 06年7月10日発行

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師 (広島労働安全衛生センター顧問) 監修 ミドリ安全 (株) 製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) NEW!
Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super	グレー・ブルー	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
		Relief	- (ワット)	骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円 (送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
〃	2部	4,800円
〃	3部以上は、1部につき2,400円増	
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増	

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式会社 国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259

(毎月一回10日発行)